

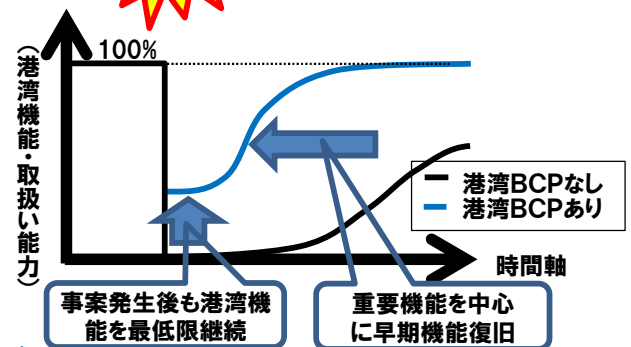
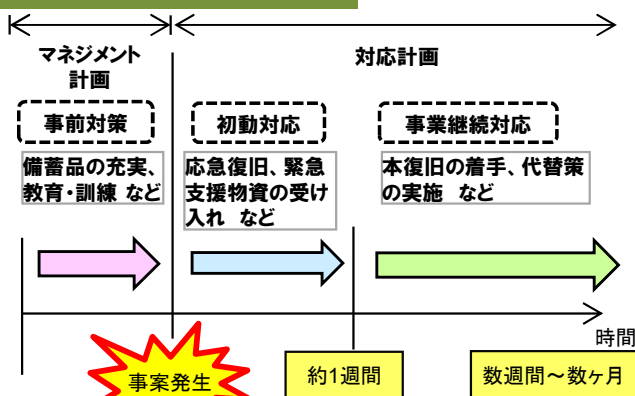
ガイドラインの検討の方向性

令和6年12月18日
国土交通省 港湾局

港湾BCP策定ガイドラインの改訂の方向性

- 港湾BCPの構成は、現行から大きな変更は行わない方向。
- 現行のガイドラインでも、受援側の機能を想定して「緊急輸送対応」が含まれているが、利用可否判断や応急復旧等の初動対応に関する記載は少ない。
- このため、能登半島地震や交通政策審議会答申（令和6年7月）等を踏まえた初動対応に関する記載の充実化や支援側の機能などの記載を追加する。
- また、今回作成する「広域港湾BCP策定ガイドライン」との連携や棲み分けについても記載する。
- その他、ガイドラインのわかりやすさの観点から、階層構造の見直し等の検討を行う。
- 感染症対策編については、別冊扱いとなっていることなどから、本委員会の議論の対象外とする。

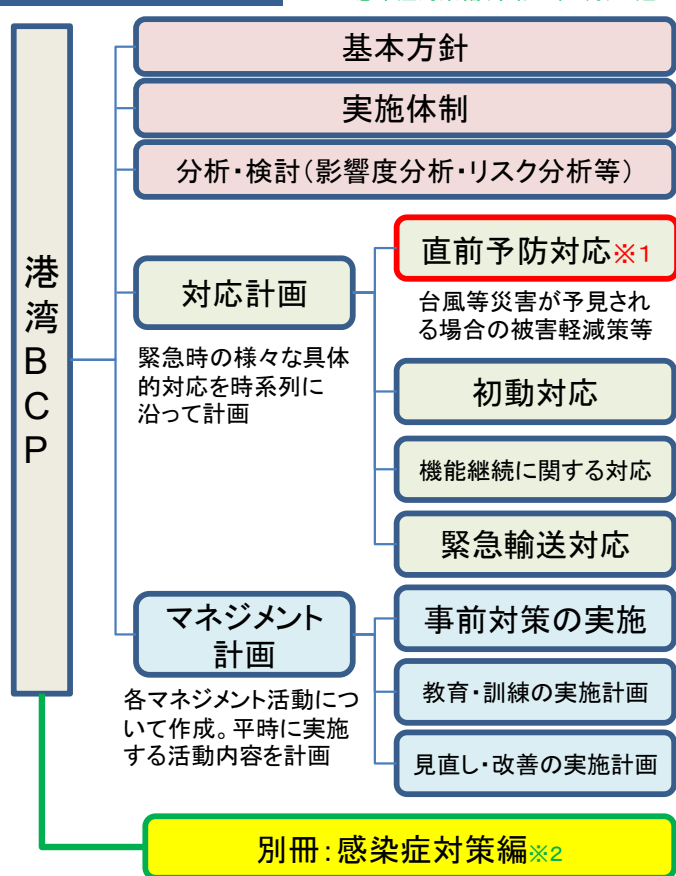
港湾BCPのイメージ



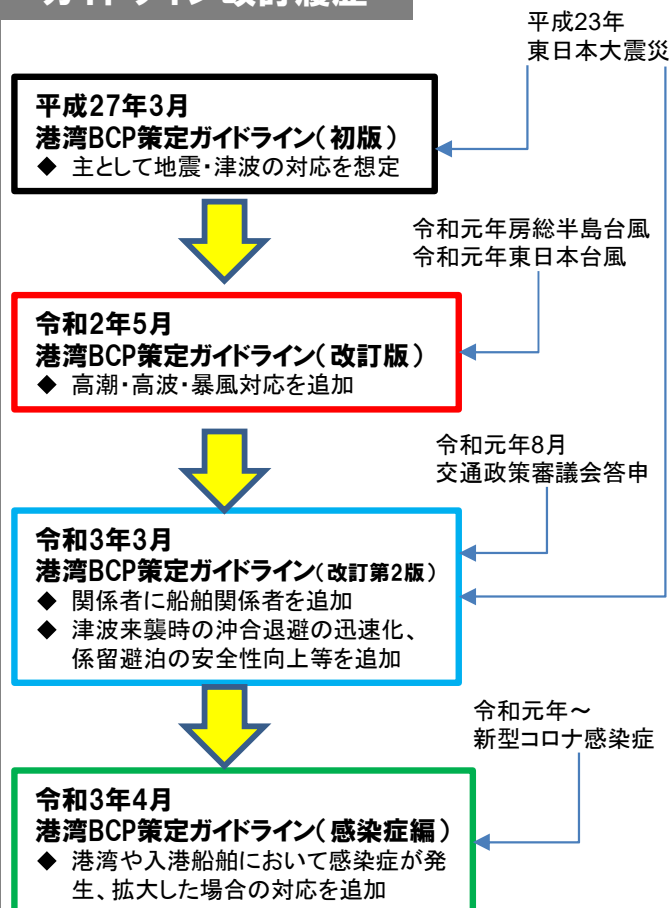
各港の港湾BCP協議会で策定
構成員：港湾管理者、地方整備局、海上保安部、CIQ官庁、港湾運送事業者等

港湾BCPの構成

※1：改訂版（令和2年5月）で追加
※2：感染症対策編（令和3年4月）で追加



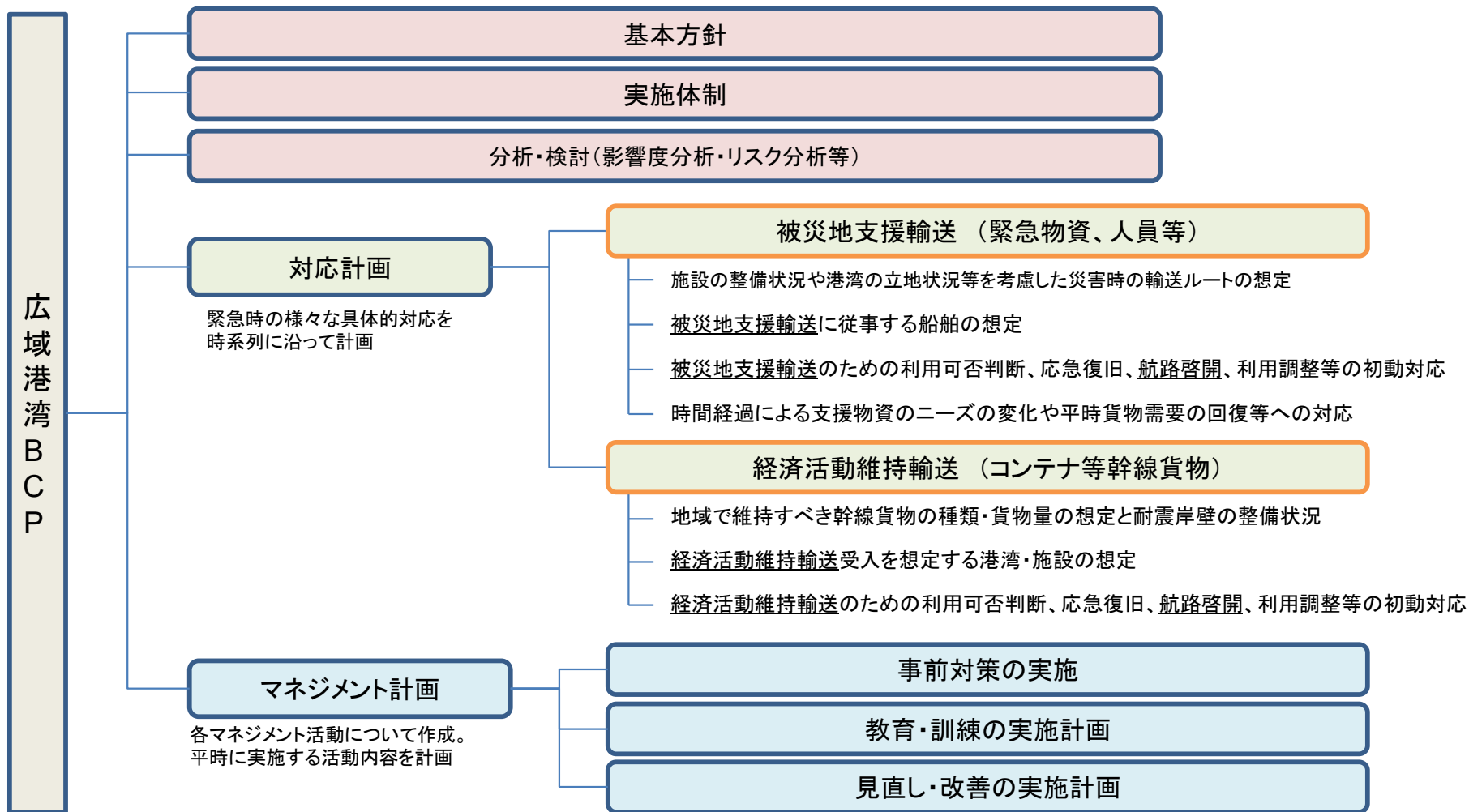
ガイドライン改訂履歴



広域港湾BCP策定ガイドラインの方向性

- 広域港湾BCPの構成は、港湾BCPの構成を踏襲し、対応計画とマネジメント計画を想定する。
- 対応計画は、緊急物資・人員の輸送を想定した「被災地支援輸送」と、コンテナ等の幹線貨物輸送を想定した「経済活動維持輸送」の2つに大別し、「航路啓開」については、利用可否判断や応急復旧と同様に、両項目の中の一要素として取り扱うこととする。
- マネジメント計画は、港湾BCPと同様に事前対策、教育・訓練、計画の見直し・改善について記載する。

広域港湾BCPの構成(案)



広域港湾BCP策定ガイドライン(案)

- ・広域港湾BCP策定ガイドラインは、左記の構成に基づいて作成する。
- ・ガイドラインの構成は、港湾BCP策定ガイドラインと同様とする。

本日ご意見をいただきたい事項

港湾BCP/港湾BCP策定ガイドライン

○見直しの方角性について（他に記載を充実すべき点はないか等）

広域港湾BCP

○広域港湾BCPの全体構成について

- －対応計画は「被災地支援輸送」と「経済活動維持輸送」の2項目とし、「航路啓開」については両項目の中の一要素として扱う。
- －「被災地支援輸送」では、交通政策審議会答申（令和6年7月）で必要とされた、広域防災拠点と地域防災拠点による海上支援ネットワークの形成を念頭に置いた対応を想定する。

広域港湾BCP策定ガイドライン

○広域港湾BCP策定ガイドラインの構成について

その他

○今後、ガイドラインを参考に、各地で港湾BCPの変更や、広域港湾BCPの策定を進める予定であるが、その観点で考慮すべき事項はあるか。

○今年度内の見直しだけでなく、港湾BCP、広域港湾BCPの充実・強化に向けて、中・長期的な課題はないか。（研究課題も含む）